

『鳥取県西部地震』 災害ボランティア活動の概要

鳥取県西部地震の発生時からのボランティア活動の状況 -----	1
鳥取県西部地震災害におけるボランティア活動の取り組みと課題-----	2
ボランティア・コーディネーター支援体制 -----	9

◇ 鳥取県西部地震の発生時からのボランティア活動の状況 ◇

月 日	地震発生状況	社協等の動き	ニーズの変化とV活動の動き
10 / 6 (金)	午後1時30分頃、鳥取県西部を震源(M7.3)とする地震発生。 ●日野町・境港市で震度6強の激しい揺れを観測。	●県社協対策本部を設置 西部地区の市町村社協に被害状況、独居老人等の福祉対象者への対応、ボランティアの必要性について電話照会。また、全市町村社協との土・日曜・祭日の間の緊急連絡先を確認。	●10月6日～15日 地震後の約10日間は、派遣要請とV活動者がともに多かった。活動内容も「ガレキ撤去」「シート張り」「家屋の応急修繕」「土嚢づくり」といった単純に人数と力を必要とするものが大半であり、要請とボランティアのバランスがとれていた。災害Vセンターでは、要請先の家屋等の状況を確認して、駆けつけてくるV活動者を班編成して活動先へ送り出すこと。避難所への支援も一部で実施。 VCに要請される罹災者はごく一部の罹災者のみの状況があり、一部の地域ではニーズの聞き取り・V受入れのPR活動も実施した。 水道に被害を受けた会見町へ、住民を入浴サービスのため移送する大型バス運転手(社協職員)の派遣など周辺のニーズにも対応。
10 / 7 (土)	●震度4が3回、震度3が14回など有感地震が169回	●米子市災害Vセンター現地本部設置 県社協職員10名を派遣。県内の市町村社協へVコーディネーターの派遣要請。	
10 / 8 (日)	●震度5・4が各1回、震度3が8回など有感地震が126回	●被害が大きかった日野町・西伯町に災害Vセンターを設置。 ・県内社協職員のコーディネート支援開始。 ・近隣の県社協へVコーディネーターの派遣要請。	
10 / 9 (月)	●有感地震が84回	・県外からの応援始まる。	
10 / 10 (火)	●有感地震が44回	●境港市災害Vセンター設置。 ●災害義援金の募集開始。	
10 / 17 (金)	●震度4・3が各1回、有感地震が14回	・県社協対策本部は夜間体制を解除 ・被害が一番大きかった日野町では要支援ニーズが継続的に入ってくるため、ボランティアを継続募集。 ・日野町Vセンターの今後の体制・運営について町と協議。	●～10/29 要請内容が「建具修理」「損壊した屋根の応急処置」など、ある程度の専門性を必要とするものに変化した。また、この間の風雨によりシートのはぐれ直しや冬季の積雪に対する不安から「シート張り」の要請が再び増加した。 仮設住宅や近隣の住居への避難にともなう「引っ越し」手伝いのニーズも増加した。 これに対し、V数は減少し、翌日以降へ繰り越すニーズ案件が多発。 「心のケア」に関しては、行政や福祉関係の専門機関がチーム対応するようになり、VCではニーズをこれらの機関に紹介が中心になる。 また、一方的に慰問等に訪れるグループ等があり、その対応やマスコミ対応にも追われる状況が生じた。
10 / 20 (月)	●震度3が1回を含む有感地震が毎日15～2回。	・日野町避難所への対応のため、ケアスタッフの派遣要請を県内市町村社協と老人福祉施設へ依頼。 ●生活福祉資金「小口貸付」開始	
10 / 24 (金)		・日野町で住民向けのニーズ発掘・地元Vの募集チラシを作成・配布	
10 / 26 (日)		・仮設住宅への入居開始。それにとまなうV派遣要請を県内市町村社協Vセンターへ発信。	
10 / 27 (月)		・日野町の災害支援が長期化するため、被災された住民への生活支援を継続するため、緊急地域雇用特別交付金事業による臨時職員雇用について協議。	
11 / 2 (土)	●震度4が1回を含む有感地震が毎日9～1回。	・仮設住宅入居者への電化製品の提供について県内の製造メーカーに協力依頼。	●～現在 積雪による家屋倒壊や雨もり等を防ぐため「瓦を屋根から降ろして」の「シート張り」「家屋の一部修繕」へのニーズが継続しており、仮設住宅への支援など、日野町では長期的な活動展開に備えて町内・周辺市町村から継続的に協力するボランティアを募集している。
11 / 6 (月)		・日野町災害Vセンターに臨時雇用による連絡調整員を配置。 ・コーディネイト業務の引継ぎ開始。	10/7～11/15に活動した ボランティア(県内) 3,199名 " (県外) 1,735名 コーディネーター(県内) 342名 " (県外) 224名
11 / 12 (日)		・日野町災害Vセンターへのコーディネーター派遣を終了。	
11 / 15 (水)		・鳥取県社協対策本部の活動終了。 ・通常体制によるボランティア支援を継続実施することを内外に通知。	

鳥取県西部地震災害におけるボランティア活動の取り組みと課題

1. 鳥取県西部地震の特徴

鳥取県西部地震は、2000年10月6日(金)13時30分に西伯郡西伯町～日野郡溝口町付近を震源地にマグニチュード7.3 最大震度6強(境港市・日野町)という強い地震が発生した。この地震による被害は、人的被害では負傷者106人(重傷30人、軽傷76人)、住宅では全壊373戸、半壊2,341戸、軽微な損壊12,107戸(1月12日現在)となっている。住民の避難では1日あたりの最大人員2,703人(各市町村の避難人員最大値計3,031人)となっている。ライフラインへの被害は水道が一部の地域で使えないため、給水と入浴への支援が行われただけで、阪神淡路大震災のように「物流」が止まるという事態は生じなかった。

震源地付近は、山間の田畑の周辺に集落が散在する地域であったため、地震の被害は相対的に少ないようにみえる。しかし、日野町などは地域の高齢化率が高く、高齢者世帯や独居老人が住民の多数を占める集落において被害が集中したため、地域住民の相互支援では屋根のシート張りやガレキの処理ができない状況が生じた。さらに、この地域は豪雪地帯でもあるため、屋根修理を業者と契約することが遅れた高齢者世帯等では、春まで修理を待たねばならない家も多いため、積雪の被害を防ぐためいったん瓦を降ろしてブルーシートを張る作業を一部では行ってきた。

今回の地震による避難所の避難者への支援は、小規模で短期間に終了しており、行政による弁当配布も迅速に展開されたため、炊き出し等へのニーズは少なかった。こうした状況のもとで、ボランティアによる救援活動の中心課題が、屋根被害の応急的なブルーシート張りやガレキ等の撤去が主要なニーズとなったと推察される。

また、罹災者でボランティアによる支援を必要とする大多数が高齢者であり、他人に援助を受けることに拒否的な感情をもつ方が多く、自発的にニーズを発信されないためボランティアは多数いても活動する場面が限定されていて、ニーズ待ちの状況も多々起こっていた。こうした事態を打開するために、ボランティアが民生委員や自治会長と一緒に罹災家庭をまわってニーズ調査や宣伝活動を展開する場面も多くあった。

今回の救援活動では、早期からボランティア・コーディネーターを多数配置したことによって、日々増加する活動参加者をまとめ・先導する面では大きな力となった。また屋根のシート張りは、シートを固定しているビニール紐や土嚢袋の強度がなく、大風などで切断したり破れたりするため、断続的にニーズが生じている。春まで屋根修理ができない高齢者等の世帯が多く、仮設住宅にも26世帯が生活している日野町では、ボランティアによる支援を継続して行うため、「緊急地域雇用特別交付金事業」の適応によって町社協に町委託で災害ボランティア連絡調整員3名(4月からは1名)を臨時雇用して災害ボランティアセンターの活動に対応する体制を取っている。

2. 地震発生から災害ボランティアセンター設置まで

- (1) 発災時は、午後1時30分、晴天という条件が幸いしたのか、死者・火災も出なかった。住民の安否確認も大変迅速に行われた。しかし、余震が続くなかで、避難所への避難が確実に行われているか点検する場面では、確認する連絡網の一部に機能しないところもあった。具体的には、民生委員の自宅が全壊のため他の町村へ避難していたため、

その担当集落では確認に手間取った例もある。

- (2) 県社協では、6日16時に対策本部を設置して、市町村社協に被災状況、特に住民の安否確認の徹底について連絡を取った。また、土・日曜・祭日の3連休となるために、この間の全市町村社協との連絡網を確認した。
- (3) 県社協では、7日早朝から10名（2名ずつ班に別れ）の若手職員を県西部に先見隊として派遣し、各市町村の被害状況、災害弱者への安否確認等の実施状況、生活支援ニーズ、ボランティア等による支援の必要性を確認させた。
- (4) 災害ボランティアセンターの設置については、米子市の場合は7日早朝から市ボランティア協議会が準備を始めていた。その他の市町村では、役場に来るボランティアの受付を検討している状況であった。西伯町と日野町では、役場の窓口となった担当者が駆けつけてきたボランティアからの助言を受けて、県社協へ電話で災害ボラセンの立ち上げと運営への援助を依頼してきた。
- (5) 県社協の対策本部では、上記の要請に対し、既に西部地域に派遣していた職員に両町への対応を指示するとともに、当該町社協とは「町社協への応援のために県社協職員を派遣する」という位置づけでの対応であることを確認した。
また、米子市の場合は市社協が管理する市福祉保健総合センター（ふれあいの里）に現地本部を設置することを米子市社協と確認し、市ボランティア協議会とも協力・連携することとなった。
- (6) 上記以外の各市町村社協では、被害世帯が少ないので市町村内での住民による相互支援を中心に救援活動を展開するため、県社協からの応援は不要と回答する社協が大半であった。1町では役場がボランティア窓口を管理しているため、町社協が関わるできない状況になっているところもあった。

3. 災害ボランティアセンター運営の状況

- (1) 鳥取県西部地震における災害ボランティアセンターの活動は、日野町以外の地域では概ね2週間で活動が終息した。日野町の場合は、被害が大きく、高齢者世帯も多いため、ガレキの処理やブルーシート張り、住宅の応急修繕等を自力や近隣の援助では出来ない状況があったため、ボランティアによる救援活動も長期となった。
- (2) 県社協対策本部では、今回の救援活動を円滑に支援するため10月7日から2週間の間に予定されていた会議・研修・イベント等を全て延期または中止した。
- (3) 県社協では、10月8日早朝には西伯町・日野町の災害ボランティアセンターに県内の社協職員をコーディネーターとして派遣した。8日の午後には県外の府県・市町村からの応援も受けて支援体制を構築した。米子市災害ボラセンでも、現地本部を担当する職員（県外社協を含む）が、市ボランティア協議会のメンバーと一緒に駆けつけて来るボランティアや住民からの電話依頼などに対応した。
- (4) 災害ボランティアセンターでは、NTTの協力により仮設電話・FAXを設置して住民等からのニーズ受付や活動希望者の調整を行った。活動希望者の調整は、先行受付を中心に対応することを本県社協が1997年に発行した「災害時における福祉救援活動の指針」で想定していたが、実際には日々大挙して駆けつけて来るボランティアを当日受付、班編成して活動現場へ案内することとなった。

- (5) 災害ボランティアセンターでは、活動希望者の住所・電話番号（携帯を含む）・年齢・性別・自家用車の使用の有無、希望する活動内容や特技・取得資格などを登録し、ボランティア活動保険の加入の有無を確認して、未加入の場合にはその場で加入手続きを取った。この保険掛け金は、市町村が負担した。
- (6) ボランティア活動は、本来、自己選択・自己責任で行うため、活動に伴う作業服や軍手・タオル等は持参することが原則である。しかし、作業の性質上、軍手やヘルメット・直足袋等を安全の確保のために災害ボランティアセンター側で提供する場合もあった。
- 鳥取県では、県知事が早くから「ボランティアへの弁当提供も災害対策費として考えて好い」と指示していたため、弁当を支給する市町村も一部にはあった。
- 県外や遠方から駆けつけたボランティアには、特に宿泊を希望される場合には、避難所に指定された場所の一部を使用させる場合もあった。（寝袋等は自前、毛布を貸与する場合もあった）
- (7) 県社協が派遣したコーディネーターは、周辺の町村社協の職員以外は土地勘がなく活動現場となる場所の地図を探すにも当初は時間が掛っていた。地元のボランティア等の協力が得られるようになってからは、スムーズに動けるようになった。
- 応援に来る社協職員には、最低2泊3日以上（県外の場合）のローテーションで協力してもらったが、実際に現場でコーディネートするには、4日以上滞在期間が引き継ぎのため必要であった。幸い兵庫県下から派遣された方たちが4泊5日を基本に来県していたので助かった。コーディネーターの宿泊場所は、役場との協議により避難所になった場所の一部を使用した。また、コーディネートに携わった職員の食事等の経費は、行政から提供された部分以外は本県社協の災害対策費で負担した。
- (8) コーディネート業務においては、受付時にやりたいこと・できることを基本にニーズとの調整を行うが、ハローワークの職探しのようにニードの一覧掲示から自己選択させる方法もある。しかし、注意しなければならないことは、業者の営業利用や詐欺等の被害にあわないように情報の管理を確実にし、また班編成等でも工夫する必要がある。（地元のボランティアや災害ボランティアセンター側のリーダーが同行する等）
- 派遣するボランティアが、災害ボランティアセンターから派遣されていることが住民に分かるようにステッカーやワッペン・ネーム表示等を利用すること等の工夫もいる。
- また、コーディネート業務において重要な仕事は、ボランティアが作業を終了して災害ボランティアセンターへ帰ってきた際に、報告を確実に確認する必要がある。これは、活動してきたボランティアを労うこと、と同時に活動先のニードのニードに十分対応できたか否かを確認するためである。
- (9) ボランティアが活動中に指示されたニード以外のことを現場で住民から依頼を受ける場合がある。こうした場合には、軽微なこと以外には必ず災害ボランティアセンターに連絡して指示を仰ぐよう徹底しておく必要がある。このことは、災害ボランティアセンターからの派遣ボランティアとそれ以外の者を区別し、責任体制を明確にし、現場での混乱を避けるためである。このためには、携帯電話や小型無線機を利用した。
- (10) 災害ボランティアセンターの窓口業務を中止するタイミングが重要である。発災から2週間程度を一つの目安に考える。あまり長期に災害ボランティアセンターを維持する

ことは、罹災地域の自立を阻害したり、風評被害を拡大する場合がある。また、災害ボランティアセンターに関しての地元のボランティア・リーダー等の生活上の問題となる場合がある。

4. 災害救援ボランティア活動の展開にあたっての留意事項

- (1) 災害現場でのニーズは、災害弱者に限定されるのではなく、住民・地域をすべて包含していることに留意すること。援助の優先順位では災害弱者を意識的に取り扱うことがあっても良い。しかし「ボランティアが援助する対象者は、災害弱者のみに限定される」といった誤解を招かないことが大切である。これは、災害時においては、自助努力のみでは生活を回復できない世帯であっても、「自分は災害弱者ではないので、ボランティアに援助は頼めない」といった事態を招かないためである。

また、災害に伴うガレキやゴミ等の処理には、時間的制約があり、一定の期間中に処置しなければならないことに留意する必要がある。（これは、行政による臨時的な無料のガレキ置き場等が閉鎖されるため、処理するスピードの問題がある）

- (2) 災害ボランティアセンターからの情報発信には、最大の注意を払う必要がある。出来るだけ時々の生の情報は、インターネット等によって市町村災害ボランティアセンターから連続的に発信する。これは県社協がニーズ集約をして、発信しても現場とのタイムラグのため行き違いを生ずるからである。そのかわり現場では、充足されたニーズも明示しながら連続的に発信すること。県社協レベルでは、総括的な被害状況等の変化についての情報、ボランティアによる救援活動の意味を理解させたり、災害ボランティアセンターの利用を促す広報活動、活動展開の状況等が市町村間で経験共有できる様な情報発信が必要である。

災害時には全国各地から様々な支援の申し出がある。特に、物資面では阪神淡路大震災のイメージから様々な物資が贈られてきた。しかし、鳥取県西部地震ではライフラインの被害は、一部の限定された地域での水道被害があっただけであり、行政による給水支援がすぐに行われ、復旧も早く、物流も止まっていなかったため、ほとんど物資による援助を受ける必要性はなかった。

ただし、水道水が濁っていることの情報があったが、復旧して水道が使用可能となったことの情報が見覚障害者に届いていなかったケースがあった。このため、その世帯では家庭で調理できない事態となっていた。また、給水車の情報が聴覚障害者に届いていなかったケースもあったことが後日判明した。

「炊き出し」がいろいろな場所で行われたが、食糧補給の意味では無用なことであったが、罹災者を励ます意味で受入れを行った。しかし、炊き出しの場所から離れた場所に住んでいる昼間独居老人の隣人から、その家の台所が壊れているため何日も冷たい「ご飯」しか食べていないので、炊き出しの温かいご飯を届けてほしい、という声を聞き、ボランティアが配達するというケースはあった。

物資以外では、直接に来県して活動したい、という多数の希望があった。しかし、災害ボランティアセンターに入って来るニーズは少なく、県内からの先行予約で充分に対応できる状況のもとで、災害ボランティアセンターの対応を非難する人も少なからずあった。特に、10月下旬に災害ボランティアセンターを開いていたのは日野町だけであ

り、雨や露のため屋根に上がれない時には、来られたボランティアに長時間待機してもらった状況が度々起こっていたため遠方からの申し出を断らざるを得ない状況があった。

もちろん今日においても、日野町では毎日何ケースかのニーズが入っており、今も米子市等から毎日支援に来ているボランティアもいる。しかし、ある一定数のボランティアを必要とした時期は、昨年末までであり、その意味でも災害ボランティアセンターによる情報発信の仕方には工夫が必要とされる。

- (3) 社協と行政の関係では、県レベルでは生活支援のボランティアの窓口は県社協が対応するように定めてあったが、市町村では社協の位置づけがなく、「福祉センターを管理しているために、避難所の世話のみが押し付けられる」という状況が生じていた。当該市町村から情報がなく、避難所の世話のみを行っていた社協では、災害ボランティアセンターを立ち上げる意欲に乏しく、傍観者のようになっていた社協もある。

特に、何か所もあった避難所が整理される段階では、社協の福祉センターが最後まで避難所に指定されており、その運営管理が社協職員のみで押し付けられる状況となっていた処では、職員が疲労困憊し、通常業務もできない状況となっていた社協がある。余震が続くなかで、元気であったはずの高齢者が失禁したり徘徊するケースも出て来るなど、災害時の避難所の運営体制については、平時において臨時的な職員・ケアワーカー等の配置などを行政と取り決めておく必要がある。

- (4) 災害ボランティアセンターを立ち上げ運営して行くためには、相当額の活動資金が必要となる。鳥取県の場合には、日本海重油災害の際に県庁に寄せられた見舞金の一部が、県社協のボランティア基金に積立であったので、これを取り崩して資金に充てた。

また、全社協からの救援活動援助資金制度からの助成、兵庫県社協やコープ神戸からの資金援助、大阪府下の社協職員のカンパ金、その他いろいろなところから支援金が提供されて、活動資金面では大変助かった。

今後も各地で様々な災害が発生することが想定されており、その意味ではもっとボランティア救援活動への資金援助の仕組みを強化しておくことが必要である。

実際に災害ボランティアセンターを立ち上げ運営するには、インターネットの接続・使用料やコピー等の事務的経費、ネームやワッペン等の作成費、活動に使用する自動車の燃料や保険料、コーディネーターやボランティアへの最低限度の食糧費、広告・ポスター等の印刷等の経費など、様々な面での活動資金が必要となる。社協職員でコーディネート業務に派遣された者への旅費等の取扱いも考慮する必要がある。さらに、災害現場での作業に必要な道具類についても、災害ボランティアセンターで購入しなければならない場合もある。

5. 鳥取県西部地震を通じて気付いたこと

- (1) 発災時にJRの運行が相当の時間止まっていたが、道路の被害は少なくバス等は運行できる状態であったが、JR路線の代替手段がなかった。
- (2) 鳥取県の場合、県行政の動きは大変速やかで、市町村へも管理職も含め多数の行政事務を支える職員派遣が行われたことは評価できる。また、県庁災害対策本部の運営もガラス張りオープンに行われた。しかし、幹部の動きをサポートする職員の動きの面では、災害ボランティアセンターの状況把握のため、1日の内に再々、状況報告を求めて

くるセクションもあった。現場の状況把握のためのルールを定めておくことが必要であると感じる点もあった。ある程度のことは、現場の裁量に任せて、県本部への状況説明は、半日単位程度の頻度で行われるのでも良かったのでは、と思った。

- (3) 市町村の臨時のガレキ置き場の管理体制が不十分なため、産廃業者などが不法投棄したり、生活ゴミ等が全て混入した状態で集積されたところもあった。大量に発生するゴミの収集処理のやり方を決めておくことが必要である。
- (4) ブルーシートや土嚢袋に強度がないものがあり、備蓄・購入する際に点検しておくことも必要である。
- (5) 避難所を設置する場合には、一定のエリアに1か所は介護・介助員を配置することを予め想定して、そのマンパワーをどこから調達するか決めておく必要がある。
- (6) 市町村行政として、災害ボランティアセンターの窓口となり行政上の責任ある対応が出来る担当を決めておくことも必要である。
- (7) 避難所における避難者の人員把握と発表の仕方については、夜10時以降か朝の6時頃の人員、強い余震発生後1時間後といった時点の方が実践的である。
- (8) 仮設住宅に入居される場合には、仮設住宅が狭いため損壊した住宅で使用していた電化製品や家具が使用できない場合が多い。学生がアパート住まいする時の様な小型なものが必要になる。こうした物資を調達する方法には工夫が必要である。
- (9) ボランティアによる救援活動には、様々な道具類や軽トラック等が必要となる。一定の道具類を学校等の備品として備蓄したり、軽トラック等を貸与してくれる企業等と協定しておくことも必要である。
- (10) 災害現場でのマスコミ対応については、罹災者のプライバシーへの配慮を強く主張すること。特に、避難所への取材の場合は出来るだけ各社が共同して実施することを求めることも必要である。また、罹災者からのコメントを各社が個々に求めるのではなく、罹災者を代表して誰かが受けるように配慮する。
今回、あるテレビ局が自社のキャスターに現場でボランティア活動をさせて番組を制作したいので、と協力を求めてきた局があった。結論として番組制作には協力しないことになったが、マスコミとしても一定の節度をもって対応してほしいと思った。
- (11) 罹災した子供たちを励ますために、いろいろなところから招待があった。しかし、その招待に誰に行ってもらうのか。善意での招待であっても、子供たちのなかで何を基準にどの様を選定するのか。その招待に応えるために必要となる若干の経費は誰が負担するのか。引率する者は誰が、どこまで責任をもつのか。等々、招待への協力には、それを受ける側に大変な負担を招くことが多いことも記しておきたい。

(文責：牛田 昭)

ボランティア・コーディネーター支援体制

*表中の下端はボランティア数(合計欄は、境港市・会見町・岸本町・溝口町での受付数を含む)

	米子市			西伯町			日野町			合計			県外社協の内訳
	県内	県外	計	県内	県外	計	県内	県外	計	県内	県外	計	
10月7日(土) ボランティア数	10 17		10 17							10 25		10 25	
10月8日(日) ボランティア数	2 26	2	4 26	7 90	19	7 109	8 60	1 40	9 100	17 289	3 66	20 355	岡山県2、全社協
10月9日(月) ボランティア数	6 63	2 11	8 74	10 81	1 19	11 100	16 46	4 34	20 80	32 268	7 72	39 340	岡山県2、滋賀県、鳥取県3、全社協
10月10日(火) ボランティア数	8 53	1 14	9 67	7 32	4 9	11 41	9 31	4 26	13 57	24 177	9 49	33 226	岡山県4、滋賀県、鳥取県2、和歌山県2
10月11日(水) ボランティア数	8 61	2 17	10 78	6 68	5 53	11 121	7 81	11 34	18 115	21 293	18 109	39 402	岡山県2、滋賀県、和歌山県2、広島県、広島市、神戸市2 兵庫県内5、大阪府2、奈良県2
10月12日(木) ボランティア数	6 42	2 17	8 59	11 42	7 25	18 67	5 62	14 141	19 203	22 184	23 183	45 367	岡山県4、滋賀県、和歌山県4、広島県、広島市、神戸市2 兵庫県、兵庫県内5、大阪府2、奈良県2
10月13日(金) ボランティア数	4 67	2 8	6 75	10 45	7 27	17 72	4 103	18 114	22 217	18 239	27 146	45 388	岡山県2、滋賀県、和歌山県2、広島県2、広島市2、神戸市2 兵庫県、兵庫県内5、大阪府4、奈良県4、京都市2
10月14日(土) ボランティア数	4 88	2 14	6 102	6 90	5 38	11 128	5 192	17 229	22 421	15 416	24 281	39 697	岡山県2、滋賀県、和歌山県4、広島県、広島市、神戸市2 兵庫県、兵庫県内5、大阪府3、奈良県2、京都市2
10月15日(日) ボランティア数	1 57	2 4	3 61	95	55	150	6 183	27 168	33 351	7 403	29 227	36 630	和歌山県2、神戸市2、兵庫県3、兵庫県内12、大阪府4、奈良県4 、京都市2
10月16日(月) ボランティア数	5		5	36	14	50	8 70	13 192	21 262	8 134	13 207	21 341	和歌山県2、兵庫県3、兵庫県内4、大阪府2、奈良県2
10月17日(火) ボランティア数	8		8	15		15	5 42	10 35	15 77	5 96	10 48	15 144	兵庫県2、兵庫県内4、大阪府2、奈良県2
10月18日(水) ボランティア数	6		6	8		8	8 37	9 67	17 104	8 76	9 78	17 154	兵庫県3、兵庫県内6
10月19日(木) ボランティア数	5		5	9		9	9 26	4 25	13 51	9 64	4 38	13 102	兵庫県、兵庫県内3
10月20日(金) ボランティア数				7		7	7 16	9 5	16 21	7 43	9 5	16 48	兵庫県、兵庫県内3、広島県、広島市、山口県3
10月21日(土) ボランティア数				8		8	3 41	12 23	15 64	3 63	12 23	15 86	兵庫県、兵庫県内3、広島県、広島市、山口県3、岡山県2、岡山県内
10月22日(日) ボランティア数				12	2	14	8 70	15 18	23 88	8 88	15 20	23 108	兵庫県、兵庫県内3、広島県、広島市、山口県3、岡山県4、 岡山県内2
10月23日(月) ボランティア数							6 7	9 8	15 15	6 21	9 8	15 29	山口県3、岡山県4、岡山県内2
10月24日(火) ボランティア数							11 11	3 6	14 17	11 17	3 6	14 23	岡山県2、岡山県内
10月25日(水) ボランティア数							9 8		9 24	9 18		9 34	

*表中の下端はボランティア数（合計欄は、境港市・会見町・岸本町・溝口町での受付数を含む）

	米子市			西伯町			日野町			合計			県外社協の内訳
	県内	県外	計	県内	県外	計	県内	県外	計	県内	県外	計	
10月26日(木) ボランティア数							9 8	13	9 21	9 10	13	9 23	
10月27日(金) ボランティア数							10 15	2	10 17	10 17	2	10 19	
10月28日(土) ボランティア数							11 59	20	11 79	11 82	20	11 102	
10月29日(日) ボランティア数							10 9	4	10 13	10 31	4	10 35	
10月30日(月) ボランティア数							5 6	4	5 10	5 8	4	5 12	
10月31日(火) ボランティア数							5 8	6	5 14	5 17	6	5 23	
11月1日(水) ボランティア数							5 19	1	5 20	5 22	1	5 23	
11月2日(木) ボランティア数							5	2	5 2	5 3	2	5 5	
11月3日(金) ボランティア数							5 6	7	5 13	5 8	7	5 15	
11月4日(土) ボランティア数							7 4	3	7 7	7 12	3	7 15	
11月5日(日) ボランティア数							7 10	12	7 22	7 10	12	7 22	
11月6日(月) ボランティア数							4 5		4 5	4 5		4 5	
11月7日(火) ボランティア数							4 5	19	4 24	4 10	19	4 29	
11月8日(水) ボランティア数							4 3	4	4 7	4 5	4	4 9	
11月9日(木) ボランティア数							3 6	1	3 7	3 6	1	3 7	
11月10日(金) ボランティア数							5 6	1	5 7	5 6	1	5 7	
11月11日(土) ボランティア数							2 8	3	2 11	2 8	3	2 11	
11月12日(日) ボランティア数							1 4	33	1 37	1 4	33	1 37	
合計 ボランティア数	49 498	15 85	64 583	57 638	29 261	86 899	236 1267	180 1316	416 2583	342 3178	224 1720	566 4898	
10月～12月28日合計	498	85	583	674	261	935	1538	1495	3033	3485	1899	5384	

安心を支えます

ボランティア活動保険

特長

- 宿泊を伴う活動もOK
- 防災・災害のボランティア活動もOK
- ボランティア自身の食中毒や特定感染症もOK
- 天災(地震等)によるケガもOK(天災タイプ加入の場合)



ボランティア活動中の
ケガや賠償事故を
幅広く補償!

掛金

Aプラン	300円
Bプラン	500円
Cプラン	700円

天災危険補償プランもあります。

お申込み、ご照会は、あなたの地域の
市区町村・都道府県の社会福祉協議会へ
団体契約者 全国社会福祉協議会

この保険は、全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を
行う団体契約です。

取扱代理店 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル
TEL.03-3581-4667 FAX.03-3581-4763
<http://www.fukushihoken.co.jp>



青いビニールシートで屋根をおおう民家は多い



臨時のガレキ・ゴミ置き場となった日野町・滝山公園



歩道に発生した地割れ

日野町老人福祉センターで炊き出しボランティアを行う
郡家町協の職員たち(10月22日)



家屋の損壊など被害が目立った日野町黒坂地区。ここにある町老人福祉センターは町内に設けられた避難所のひとつで、最も長期にわたり避難者を受け入れました。地震発生から2週間以上が経った10月22日、同センターの避難者は24人。「こちらに来てもう16日が経ちます。早く家へ帰りたい」と話す高齢の女性は、炊き出しで配られた厚食を受け取り「ありがとございませう」と深々と頭を下げていました。

鳥取県西部地震に見舞われた県西部地域には、10月6日の地震発生後もなく県内外から多くの災害ボランティアが集まり、救援や復旧に向けたさまざまな活動を展開しました。5年前の阪神・淡路大震災以後、その役割の重要性が指摘されてきた災害ボランティア。今回の地震でボランティアやコーディネーターたちは、どう動いたのでしょうか。被災地・日野町にたずねました。

鳥取県西部地震 そのとき 日野町災害ボランティアセンター の活動は……

はじめ鳥根、岡山、広島、山口、大阪京都、奈良、和歌山の各府県・市町村協の人員応援も得て、15日には33人のコーディネーター体制に。ボランティア登録人数は10月21日までに2,152人(累計、団体含む)を数えました。

「黒坂地区で空き巣が発生」との報道で、10日以後、ボランティアは名札を付けて活動。またボランティア・ニーズが多様化してきたため、ニーズ把握とボランティア募集方法の検討を始めたのもこの頃から。一方、危険な作業をとまらうケースがあるためボランティアの安全対策と保険の加入も問題になり、日野町では災害対策本部が保険費用を負担することになりました。

13日には「鳥取県西部地震・日野町ボランティア救援ニュース」第1号発行。制作を手がけたのは「何かできることはありませんか」と神戸からやってきた女性で、持参のパソコンを使い日々の被害状況、ボランティア活動内容をA4判のペーパーにまとめて情報を発信しました。ボランティアが発行した瓦版ニュース



ビニールシートを車で必要場所へ運ぶボランティアたち

炊き出しを行いました。「災害ボランティアとして出かけるのは阪神大震災以来のこと。避難者に温かい食べ物」と野田誠一事務局長。黒坂地区での炊き出しは17日に続いて2回目です。地元で取れた芋や柿を持ってきて食材に使いました。

ピーク時には130人になった同センターへの避難者は、18日には8人にまで減りました。ところが20日には20人と再び増加。これは一体どうしたところか。縁者の家へ身を寄せていたものの滞在できなくなったり、帰宅しても家屋の損壊や家財の散乱がひどくて生活ができず再び避難所に戻ってきた人たちがいたのです。その多くが高齢者世帯や独居老人。

「家財が地震で散乱し、一人では片付けることもできず帰れない。住宅補修に頭を悩ませている方もいますが、避難者同士、知り合いが多いということとで安心感をもっていただいていると思います」と、避難者のお手伝いをしてきた日野町社協の安達功事務局長。

地震発生は6日午後1時半ごろ。マグ

で、紙面には「私たちは長崎から支援に来ました。ボランティア経験はあまりないのですが地域の皆さんの役に立てるように頑張りたいと思います」と長崎短期大学(2回生)など、活動するボランティアの声も掲載。

「このニュースが発行されてから、コーディネートの様子も変わった。ボランティア要請の受け付け、作業の自身の説明、ボランティアの人たちを受け付けるときの仕事がいよいよシステム化された」と、県社協の牛田昭・ボランティアセンター所長。さらに21日には、応援に来ていた兵庫県社協職員4人が日野町の被害や救援対応に即した「コーディネーターマニュアル」を作成し、業務進行に役立てられました。

岡山市社協から来ていた出井敏雅さん(50歳)は21日から業務を引き継いだコーディネーターです。すでにボランティア活動は終息期を迎え「先行クルーが作ったマニュアルを参考に仕事をしているが、情報をきちんと把握した



集まったボランティアに活動の指示を出すコーディネーター

上での仕事のやりやすさを感じた。コーディネーターも時間があれば現地へ行って状況を確認することが必要。被災地では責任をもって仕事をやる地元のリporterがいることが私たちにとても心強い」と、まずは被災地の人たちから湧きあがるマンパワーの重要性を指摘していました。

気高町から来てシート張りや石垣補修を手伝ったというボランティアの小学校教諭(男性、29歳)は「報道からではなく実際に被災者の生の声を聞いて、皆さんの不安の大きさを実感した。人々が疎遠になる傾向が指摘されているが、こうして一緒に活動するところに人としての大切な姿があると思った」と言っています。

しかし被災地域によっては「ボランティア要請の必要無し」という自治体や自治会もありました。押し付けにならないボランティアに必要なボランティアをどう見極めていくか。必要な人材確保や経費負担のあり方も含めてコーディネーターはどう判断していくのか。今回の地震の経験をもとに今後、さまざまな課題を検討する必要があります。

阪神・淡路大震災を経験した兵庫を

③独居老人宅台所修理。④仮設トイレの設置。⑤寝具移送。随時受付たボランティアを必要場所へ増員。午後6時30分、明日へのミーティング(根雨地区)。

9日 町職員、消防、自衛隊との活動打ち合わせ。家屋の損壊にともなう瓦礫処理。ゴミ捨て作業。避難所補助。10日 家財道具の片付け。盲導犬と視覚障害者のケア。介護などの活動を展開。

2日 ユード73。被害の深刻さが明らかになるにつれて被災者救援の動きは慌しくなりました。

日野町で災害救援ボランティアの窓口となったのは町社協です。しかし、町社協職員は避難所の世話などで手一杯の状態のため、県社協が派遣した職員と町文化センターの松田暢子のぶこ館長が災害ボランティアセンターの活動を担うことになりました。

8日 午前8時30分、受付けたボランティア約20名を2班に分け、次の通り活動を開始。①独居老人宅を優先して家屋、屋根ビニールシート掛け。②小学校グラウンドにて土のうづくり。



壁に各機関の問い合わせ先や連絡・注意事項がびっしりと貼られた日野町災害ボランティアセンターの事務室

鳥取県西部地震

災害救援ボランティア活動の特徴

鳥取県西部地震災害は、震度6強という強い地震によって、家屋・公共施設等に甚大な被害をあたえた。しかし、人的被害では負傷者97人であり、ライフラインへの被害も水道が一部の地域で使えないため、給水と入浴への支援が行われた。給水と入浴への支援が行われた。給水と入浴への支援が行われた。

鳥取県西部地震災害は、震度6強という強い地震によって、家屋・公共施設等に甚大な被害をあたえた。しかし、人的被害では負傷者97人であり、ライフラインへの被害も水道が一部の地域で使えないため、給水と入浴への支援が行われた。給水と入浴への支援が行われた。

鳥取県西部地震災害は、震度6強という強い地震によって、家屋・公共施設等に甚大な被害をあたえた。しかし、人的被害では負傷者97人であり、ライフラインへの被害も水道が一部の地域で使えないため、給水と入浴への支援が行われた。給水と入浴への支援が行われた。

鳥取県西部地震災害は、震度6強という強い地震によって、家屋・公共施設等に甚大な被害をあたえた。しかし、人的被害では負傷者97人であり、ライフラインへの被害も水道が一部の地域で使えないため、給水と入浴への支援が行われた。給水と入浴への支援が行われた。

鳥取県西部地震災害は、震度6強という強い地震によって、家屋・公共施設等に甚大な被害をあたえた。しかし、人的被害では負傷者97人であり、ライフラインへの被害も水道が一部の地域で使えないため、給水と入浴への支援が行われた。給水と入浴への支援が行われた。

鳥取県西部地震災害は、震度6強という強い地震によって、家屋・公共施設等に甚大な被害をあたえた。しかし、人的被害では負傷者97人であり、ライフラインへの被害も水道が一部の地域で使えないため、給水と入浴への支援が行われた。給水と入浴への支援が行われた。

鳥取県西部地震災害は、震度6強という強い地震によって、家屋・公共施設等に甚大な被害をあたえた。しかし、人的被害では負傷者97人であり、ライフラインへの被害も水道が一部の地域で使えないため、給水と入浴への支援が行われた。給水と入浴への支援が行われた。

鳥取県西部地震災害は、震度6強という強い地震によって、家屋・公共施設等に甚大な被害をあたえた。しかし、人的被害では負傷者97人であり、ライフラインへの被害も水道が一部の地域で使えないため、給水と入浴への支援が行われた。給水と入浴への支援が行われた。

鳥取県西部地震災害は、震度6強という強い地震によって、家屋・公共施設等に甚大な被害をあたえた。しかし、人的被害では負傷者97人であり、ライフラインへの被害も水道が一部の地域で使えないため、給水と入浴への支援が行われた。給水と入浴への支援が行われた。

鳥取県西部地震災害は、震度6強という強い地震によって、家屋・公共施設等に甚大な被害をあたえた。しかし、人的被害では負傷者97人であり、ライフラインへの被害も水道が一部の地域で使えないため、給水と入浴への支援が行われた。給水と入浴への支援が行われた。

●災害の状況

1. 地震状況	
発生日時	平成12年10月6日13:30頃
震源	鳥取県西部(東経133°29'09"、北緯35°16'05")
震源の深さ	11km
地震の規模	マグニチュード7.3
主な震度	震度6強 日野郡日野町、境港市 震度6弱 西伯郡西伯町、日野郡溝口町 震度5強 米子市
2. 被害状況(11月13日午後4時現在)	
人的被害/負傷者	97人(重傷20人、軽傷77人)
建物被害/住居被害	全壊327戸、半壊1,746戸 一部損壊10,351戸
住民避難等/り災世帯数	1,911世帯 避難人数(最大)2,703人

●ボランティア活動者数

	活動者数	県内	県外
米子市	583	498	85
境港市	89	89	0
西伯町	899	638	261
会見町	203	202	1
岸本町	101	87	14
日野町	2,619	1,288	1,331
溝口町	440	397	43
合計	4,934	3,199	1,735

(11月15日現在)

社会福祉協議会の動き

- 10月 6日 県社協対策本部を設置(午後4時) 西部地区の被害状況・要支援状況などの情報収集
- 10月 7日 現地の状況把握と今後の対応を検討するため、県社協から5班の現地調査員を派遣。米子市災害ボランティアセンター現地本部設置。県内の市町村社協へコーディネーターの派遣要請。
- 10月 8日 被害の大きかった日野町・西伯町に災害ボランティアセンターを設置。県内社協職員によるコーディネート支援始まる。近隣の県社協へコーディネーターの派遣要請。
- 10月 9日 県外社協からの協力により組織的な支援体制が整う。米子市は10月15日まで、西伯町は10月14日まで、日野町は11月12日まで県内外の社協職員を派遣。
- 10月10日 境港市災害ボランティアセンター設置。
- 10月14日 ボランティア活動者700人(最も多い人数を記録)
- 10月16日 米子市・西伯町では、通常業務の中での対応に移行。
- 10月17日 県社協対策本部は、夜間体制解除。
- 10月20日 避難所(日野町)対応を中心としたケアスタッフの派遣要請を県内の市町村社協と老人福祉施設へ依頼。
- 10月26日 仮設住宅(日野町)への入居始まる。
- 11月 2日 仮設住宅住居者への電化製品等の提供について、県内製造メーカーへ協力依頼。
- 11月 6日 日野町災害ボランティアセンターに臨時の連絡調整員3名(緊急地域雇用特別交付金事業)を町委託により配置する。
- 11月12日 日野町へのコーディネーター派遣業務終了。
- 11月15日 鳥取県社協対策本部としての業務終了。県内外から約5千人のボランティアが活動。

ボランティアセンターからのお知らせ

インターネットでボランティア情報を!

鳥取県では、ホームページを開設して、ボランティアに関する情報を提供しています。

インターネットURL
http://www1.pref.tottori.jp/kenmin/



- 「鳥取県ボランティア等社会参加活動推進指針」の紹介
- 県内ボランティア団体の紹介など

災害ボランティア活動支援資金制度のご案内

どのような制度

この制度は、災害発生にともない、児童・高齢者・障害者等社会的に支援を必要とする方々を中心に広くボランティア活動として、初動期における支援・救援を行う団体等に対して、緊急かつ即応的に活動経費の一部を援助することを目的とした制度です。

どのような内容が対象

- ①被災地域におけるボランティア団体・グループによるボランティア活動。
- ②NPOの活動拠点となる事務所設置に関わる経費。
- ③福祉施設が社会的に支援を必要とする方々を受入れ、あるいは地域で支援する活動に要する経費。

支援資金を受ける基準は

- ①は、5名以上で原則延べ5日間以上活動したボランティア団体に交付。
- ②は、市町村規模ないしそれに相当する規模のNPO等に交付。
- ③は、社会福祉施設に交付(措置費もしくは公費補助の対象となる事項は対象外)。ただし、いずれも災害発生時から6か月以内の活動範囲

支援資金金額は

- ①は、50万円以内。
 - ②は、100万円以内。
 - ③は、300万円以内。
- ただし、いずれの対象も活動に要した対象経費の2分の1が上限。

支援資金を受けるための手続きは

支援資金を受けるには、該当するボランティア団体等が所定の様式により、各都道府県共同募金会に支援資金の申請をしていただくこととなります。その際に、申請内容により活動証明書や推薦書あるいは見積書・領収書等が必要になる場合があります。詳細は、「支援資金申請書案内書」をご覧ください。

「支援資金申請書案内書」は

各都道府県共同募金会事務局より取り寄せてください。

照会問い合わせ先

鳥取県共同募金会もしくはボランティア団体所在地の共同募金会に照会・問い合わせください。
鳥取県共同募金会 TEL0857-27-6331 FAX0857-27-8785

安心のなかで活動を

ボランティア活動保険

傷害部分(ボランティア自身のケガ)と賠償責任部分(活動中他人の身体・財物に損害を与えたとき)がセットで補償されます。

●Aプラン	300円
●Bプラン	500円
●Cプラン	700円

天災危険補償プランもあります

●お申し込み、ご照会は、あなたの地域の市区郡町村・都道府県の社会福祉協議会へ。

推進団体 全国社会福祉協議会

取扱代理店 **福祉保険サービス**
〒100-0013 東京都千代田区麹町3-3-2(新霞が関ビル)
TEL03-3581-4667